

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和6年 2月 29日

経済産業大臣 齋藤 健 殿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

東京都渋谷区神泉町 10-15-301
GOWS
小山望海

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

おでかけプラン提案サービス（以下「本サービス」という。）を新規事業として検討している。

現在、旅行やおでかけに行く場合、多くの人が自分で膨大な情報量の書籍やインターネット上から行きたい場所を探したり、旅行業者に旅程の作成を依頼したりすることが多いが、自分で情報収集をする場合はとても労力がかかり、旅行業者に依頼した場合は費用が割高になることもあり特に若者には負担になってしまう。そこで、本サービスでは自分に合ったプランを作成して欲しい人と、プランニングが得意な人や行先に精通している人を繋ぐためのプラットフォームを提供することによって、お手軽かつ旅行業者より安価に自分専用のプランを手に入れられるようにし、旅行やおでかけの満足度の向上を目指したいと考えている。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「役務の新たな提供方法の導入」に該当する。

旅行やおでかけの計画を立てる際に、自らインターネット等で情報収集を行ったり旅行業者等へ相談したりすることに対し、資金面や時間を要するなどの理由で不便さを感じる人が一定数存在すると考える。

そのような煩わしさを軽減し手軽にプランの提案を依頼することができる本サービスには、一定の需要が見込まれる。

また、SNS等で旅先の観光地等を紹介するインフルエンサーや、趣味を活かした副業を行いたいと考える人にとっても、旅行・おでかけプランの提案を行うためのプラットフォームを提供することには、一定の需要が見込まれる。

【需要獲得見込み】



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

本サービス提供事業者：当社

本サービス利用者：旅行・おでかけプラン作成依頼者（以下「依頼者」という。）

旅行・おでかけプラン提案者（以下「プランナー」という）

なお、依頼者及びプランナーはいずれも個人を想定している。

(2) 事業内容

<プラン作成依頼方法>

本サービスにおいて、依頼者がプランの提案を依頼するには以下2つの方法がある。

・公募依頼

登録しているすべてのプランナーに対して、広くプラン提案を募集する方法。

・指名依頼

特定のプランナーを指名し、プランの提案を依頼する方法。

<事業の流れ>

・公募依頼の場合

- ① 依頼者およびプランナー双方が、本サービスにてアカウント登録を行う。
- ② 依頼者が下記項目(*:必須項目)を埋める形で依頼する内容を記載し、本サービスに登録しているすべてのプランナーを対象に募集を行う。
 - ・ 男性人数* (数字)
 - ・ 女性人数* (数字)
 - ・ 子ども人数* (数字)
 - ・ メンバー詳細* (フリーテキスト)
 - ・ 予算* (数字)
 - ・ 主な移動手段* (単数選択)
 - ・ 利用可能な移動手段* (複数選択)
 - ・ 時期* (フリーテキスト)
 - ・ 旅行日数* (数字)
 - ・ 出発日 (日付)
 - ・ 出発時刻 (時刻)
 - ・ 帰着日 (日付)
 - ・ 帰着時刻 (時刻)
 - ・ 出発地 (フリーテキスト) ※現地
 - ・ 帰着地 (フリーテキスト) ※現地
 - ・ 目的地都道府県 (単数選択)
 - ・ 目的地エリア (フリーテキスト)
 - ・ 依頼詳細* (フリーテキスト)
 - ・ 締切日* (日付)
 - ・ 依頼料* (数字)

1 依頼登録画面サンプル

☰ プラン作成依頼 🔔 📄

男性人数 必須	女性人数 必須	子ども人数 必須
<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>

メンバー詳細 **必須** テンプレートを使用する

メンバーの年齢や性格等を記載してください。
詳しく記載するほど、最適なプランを提案しやすくなります。

予算(全員分) 必須	主な移動手段 必須
¥ <input type="text"/>	<input type="text" value="公共交通機関のみ"/>

時期 必須	旅行日数 必須
<input type="text"/>	<input type="text"/>

出発日	出発時刻
<input type="text" value="年/月/日"/> 📅	<input type="text" value="--:--"/> ⌚
帰着日	帰着時刻
<input type="text" value="年/月/日"/> 📅	<input type="text" value="--:--"/> ⌚
出発地	帰着地
<input type="text"/>	<input type="text"/>

都道府県、エリアのどちらか必須

目的地都道府県	目的地エリア
<input type="text" value="選択してください"/>	<input type="text"/>

依頼詳細 **必須** テンプレートを使用する

上記のフォームには記載できなかった要望を記載してください。
詳しく記載するほど、あなたに最適なプランを提案しやすくなります。

締切日 **必須**

公募プランをいつまで募集するかを指定します。締切日を過ぎるとプランナーが提案できなくなりますが、あとから締切日を延長することも可能です。

📅

プラン作成依頼登録

このときに、現地でメインで利用する移動手段と、メイン以外で利用可能な移動手段を以下の中から複数選択する。

- 飛行機
- 船
- 新幹線

- ・ 特急
- ・ 電車(新幹線・特急を除く)
- ・ バス
- ・ タクシー
- ・ 自転車
- ・ バイク
- ・ 自家用車
- ・ レンタカー
- ・ 徒歩
- ・ 有料道路

※この時点で依頼料の支払いは行わない。

- ③ プランナーがプランを作成し依頼者に提案する(複数のプランナーが提案可能)。

このとき、

また、

- ④ 依頼者が提案されたプランを閲覧するために、依頼時(②)に設定した依頼料の支払いを行う。

依頼料支払い後、提案された全てのプランが閲覧可能となる。

※原則、依頼料支払い後のキャンセルは不可とするが、提案されたプランの中に納得できるプランがなかった場合は、運営に連絡し、運営が実際に依頼に見合ったプランが提案されていないと判断した場合のみキャンセル・返金処理を行う。

- ⑤ 依頼者が提案されたプランの中から1つのみを採用する。

基本的に採用した段階で提案されたプランに納得したとみなし、キャンセルは不可とする。

万が一、操作ミス等で採用するつもりのないプランを採用してしまった場合は、その旨をご連絡いただき、手動でキャンセル処理を行う。

- ⑥ 依頼者が旅行・おでかけ後に、採用したプランの評価を行う。

※

※何かしらの理由で提案されたプラン通りに旅行が実施されなかった場合も、希望通りのプランが提案されたかどうかの評価を行う。

- ⑦ 採用されたプランを提案したプランナーのみに、④で支払われた依頼料から手数料を差し引いた金額が報酬として送金される(手数料が当社の収益となる)。

- ⑧ ※

・指名依頼の場合

- ① 依頼者およびプランナー双方が、本サービスにてアカウント登録を行う。

- ② 依頼者が依頼する内容を記載し指名依頼を行う。

このとき、

※この時点で依頼料の支払いは行わない。

※指名するプランナーはプランナー検索画面から条件に合ったプランナーを検索する。

- ③ プランナーが依頼内容を確認し依頼を承諾する。

- ④ 依頼者が②で設定した依頼料を支払う。

- ⑤ プランナーがプランを作成し依頼者に提案する。

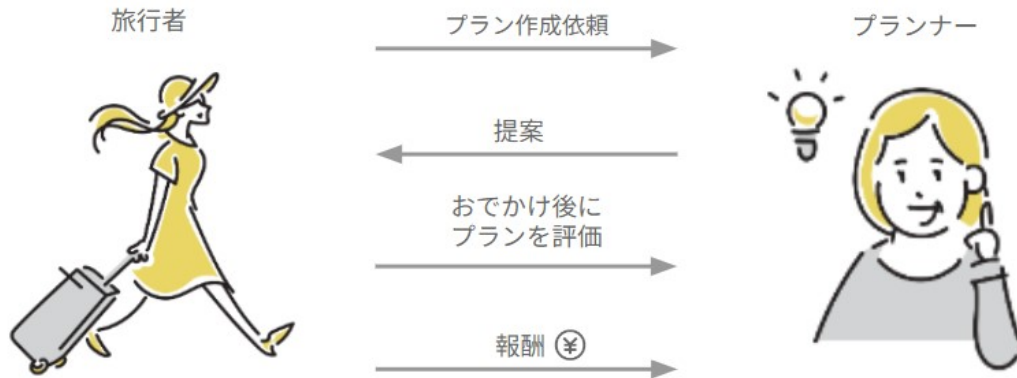
このとき、

また、

※プランが提案された後は、原則キャンセル不可。

- ⑥ 依頼者が旅行・おでかけ後に、提案されたプランの評価を行う。
※プランナーが旅行業者ではない場合、運送等サービスについて言及されていないため、最終的な移動手段の選択や、宿泊施設の選択は依頼者(旅行者)が行う。
※万が一、納得できるプランが提案されなかった場合は、依頼者が運営に連絡し、運営が確認を行い、実際に依頼に見合ったプランが提案されていないと判断された場合のみキャンセル・返金処理を行う。
- ⑦ プランナーに依頼料から手数料を差し引いた金額が報酬として送金される(手数料が当社の収益となる)。
- ⑧ ※

<簡単な事業フロー図>



(3) 新事業活動を実施する場所

すべて、本サービス (Webサービス) 内においてオンライン上で取引・決済を行う。

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
本サービスに対する規制の適用の有無が明確化し次第、速やかに実施
5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定
旅行業法 (昭和三十七年法律第二百三十九号)
第二条 この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業 (専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。)をいう。
- 一 旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス (以下「運送等サービス」という。)の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
 - 二 前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービ

- ス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為
- 三 旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
 - 四 運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
 - 五 他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為
 - 六 前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
 - 七 第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
 - 八 第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
 - 九 旅行に関する相談に応ずる行為

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解
当社による本サービスの提供行為及びプランナーによるプランの提案行為が、旅行業法第二条第1項に規定する「旅行業」にいずれも該当しないことを確認したい。

<当社の見解>

【当社による本サービスの提供行為について】

- ・ 当社は、
、同条1号ないし3号、5号ないし9号の要件に該当しないと考える。
- ・ 、当社による本サービスの提供行為は同条4号の要件にも該当しないと考える。

【旅行業者として登録していないプランナーによるプラン提案行為について】

- ・ 、同条1号ないし3号、5号ないし8号の要件に該当しないと考える。
- ・ 、プランナーによるプラン提案行為は同条4号の要件にも該当しないと考える。
- ・ 本サービスでは、
、「旅行」に該当せず、同条9号にも該当しないと考える。
ただし、
また、

【旅行者として登録しているプランナーによるプラン提案行為について】

- ・ プランナーが旅行者として登録している場合は、

7. その他
特になし

以上